## 一般財団法人長野県剣道連盟 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人長野県剣道連盟(以下「県剣連」という)理事会の決議 に基づき、県剣連が長野県における剣道(居合道及び杖道を含む。以下同じ)の総括 団体として、その自覚と責任を持ち、剣道精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発 展に努めるとともに、剣道の普及振興を通して、その社会的使命を果たしていくため に必要な事項を定めることを目的とする。

## (委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するために、県剣連において倫理委員会を設置する。

(役割・所掌)

- 第3条 委員会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 県剣連の倫理に関する事項の総括
  - (2) 県剣連及び県剣連役職員の綱紀粛清の推進に関すること
  - (3)前2項について、周知徹底を図るとともに、必要に応じ事実確認等を行い、 その結果を会長に具申すること
  - (4) 前項の事実確認のために設置する外部調査委員会に関すること

(委員)

- 第4条 委員会に、次の委員を置く。
  - (1) 担当副会長 1名
  - (2)委員長 1名
  - (2)委員 若干名

(委員長)

- 第5条 委員長は、理事または学識経験者の中から会長が委嘱する。
  - 2 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。
  - 3 委員は、委員長が県剣連理事及び学識経験者のうちから推挙する者を会長が委嘱 する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日より開始し、県剣連理事の任期と同じく終了する。 ただし、再任は妨げない。

(委員会)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
  - 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
  - 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取する ことができる。
  - 4 この規程に定めるものの他、実施に関し必要な事項は、委員会に置いて定める。

## (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

1 この規程は、令和4年6月19日から施行する。